

特に検討すべき項目 1（オンライン申立て一本化，送達）

（前注）

- 1 オンライン申立てにより訴えを提起するためには事件管理システムの利用の登録をする必要があり，具体的な取扱いの一例として，次のようなことが想定される（なお，以下は本部会資料中の各項目の検討に当たっての差し当たりの前提として考えられ得る一例を示すものにすぎず，提案として示すものではない。）。
 - ① 訴えを提起することを前提として事件管理システムを利用する旨の登録をし，アカウントが作成される。
 - ② 電子訴状，電子化した資格証明（電子委任状等），電子化した書証の写しの電子データをオンラインで裁判所のコンピュータに記録する。
 - ③ 裁判所は，被告に対し，②で記録された電子訴状等の電子データを書面に出力したものの，あるいは原告から提出された副本を送達する。
 - ④ ①で作成されたアカウントは，事件終了後に他の事件について当然には流用されない。
- 2 事件管理システムの利用の登録をしてオンライン申立てをした者は，当該事件の係属中（上訴審も含む。）においては，オンライン申立てによらなければならないとすることが考えられる。

第 1 オンライン申立て一本化

訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて，オンライン申立てによらなければならないこととすることについて，どのように考えるか。

【甲案】

- 1 訴えの提起等裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては，オンライン申立てによらなければならない。ただし，オンライン申立てによることができないやむを得ない事情があると認めるときは，この限りでない。
- 2 電気通信回線の故障等の事情があった場合に係る規律の在り方については【P】

【乙案】

- 1 訴訟代理人（法第 54 条第 1 項ただし書に規定する訴訟代理人は除く。）がいるときは，訴えの提起等裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては，オン

ライン申立てによらなければならない。

2 電気通信回線の故障等の事情があった場合に係る規律の在り方については【P】

(注) オンライン申立てに一本化された場合に書面でされた申立て等の取扱いについて、どのように考えるか。

(説明)

1 オンライン申立ての一本化（義務化）

(1) 第1は、訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってされているものについて、オンライン申立てによらなければならないこととすることについて問うものである。

このうち、【甲案】は、訴訟記録の電子化が自動的に実現されることに伴う当事者の利便性の観点などから、裁判所に対する申立て等については、オンライン申立てに一本化するものである。第1回会議においては、将来のあるべき姿として、これに賛成する意見があったが、パソコンやインターネットを利用していない者、ITに習熟していない者などオンライン申立てに対応することが困難な者にとって、オンライン申立ての一本化は司法アクセスを後退させることにもなり得ることを踏まえ、これらの者についても例外として書面による申立て等を許容すべきであるとの意見や、現段階においては、慎重な考慮が必要であるとの意見などもあった。

また、【乙案】は、弁護士、司法書士等の訴訟代理人についてオンライン申立てのみとすることをそれぞれ提案するものである。第1回会議においては、オンライン申立てに一本化する最低限の範囲としては、おおむね賛同が得られたが、【乙案】自体についての段階的実現や例外の許容を求める意見もあった。

(2) もっとも、第1回会議においては、【甲案】と【乙案】のいずれを採るにせよ、その当否や例外の検討に当たっての前提として、例えば、書面によって訴えが提起された場合の取扱いなどより具体的な制度設計の在り方についての認識が共有される必要があるのではないかと指摘が複数寄せられたところである。

そこで、以下においては、オンライン申立てによらなければならないとされている者が書面でした申立て等の取扱いについての一つの考え方を提示し、議論の前提となるべき具体的な制度設計の在り方についての認識の共有を図ることとしたい。

なお、【甲案】と【乙案】のいずれを採るにせよ、電気通信回線の故障等の事情があった場合に係る規律の在り方については本則に合わせて検討する必要があることから、本部会資料では【P】としている。

2 オンライン申立ての一本化がされた場合に書面でされた申立て等の取扱い

(1) 例えば、【甲案】を採用した場合において、訴状又は反訴状（書面のものをいう。以下「訴状等」という。この項において同じ。）が提出されたときには、その訴状等を提出することによってした訴えは、原則として不適法となる。

もっとも、【甲案】においては、上記のとおり、書面等をもって申立て等を行うことができる例外を設けることとされている。そのため、当事者本人から訴状等が提出された場合であっても、例外の要件に該当するかどうかの判断が必要となる。

また、これらの提出の時期は、時効の完成猶予（法第147条）や出訴期間の遵守（行政事件訴訟法第14条等）の基準となることから、これらの受付を拒むことにより生ずる法的効果への影響は大きい。そのため、この点を考慮し、できる限りその受付を拒むことは避けるとの方向で制度設計をすべきであるとも思われる。

そこで、現行の訴状審査権に類する審査権を創設し、当事者本人から訴状等が提出されたときは、いったん受付をした上で、書面等をもって申立て等を行うことができる例外に当たるかどうかの判断、すなわち様式の遵守の有無に関する審査をする機会を設けることが考えられる。

具体的な取扱いとしては、例えば、以下のとおりとすることが考えられる。

- ① 訴状等の提出者から訴状等の提出と同時に例外の要件に該当する旨の申出があり、裁判長がその申出の内容、資料から例外の要件に該当すると判断したときは、その訴状等に係る訴えは、適式に提起されたこととなる。
- ② 訴状等の提出者から例外の要件に該当する旨の申出があるが、裁判長が例外の要件に該当すると判断することができないときは、例外の要件に該当することを裏付ける資料の提出又はオンライン申立てによることの補正を命じ、補正がされなければ、訴状等を却下する。
- ③ 訴状等の提出者から例外要件に該当する旨の申出がないときは、裁判長が例外の要件に該当する旨の申出及びその裏付けとなる資料の提出又はオンライン申立てによることの補正を命じ、補正がされなければ、訴状等を却下する。

以上は、【甲案】を採る場合に当事者本人から提出があったときの規律であり、【甲案】を採る場合において訴訟代理人から提出があったとき及び【乙案】を採る場合には、現段階では、例外を設けることは想定されていない。そのため、訴訟代理人から訴状等の提出がされたときは、例外がない以上は不適法な訴えとして、訴状等を受け付けないとするのが考えられる反面、このような場合であっても、訴状等の受付を拒むことが上記の法的効果に影響を及ぼすものであることを踏まえ、例外の要件の有無にかかわらず、いったん受付をした上で、補正を命じ、補正がされなければ、訴状等を却下することとするとも考えられる。

(2) 答弁書、準備書面、書証の写し等（以下「準備書面等」という。）の上記の審査権（訴状審査権に類する審査権）の規律が及ばないものについては、訴状等の検討の

結果を踏まえつつ、具体的に問題となる場面について検討することとなると考えられる。

また、訴訟代理人から準備書面等の提出がされたときは、【乙案】を採る場合はもちろん、【甲案】を採る場合でも、当該訴訟代理人が任意に電子準備書面等の提出をしない限り、準備書面の陳述をすることはできない。

3 適式な書面による申立て等の取扱い

全面的に訴訟記録を電子化する場合に、上記2のとおり、【甲案】を採り、書面による申立て等がオンライン申立ての例外の要件に該当するかどうか判断するために、いったん書面の受付をした上で、例外の要件に該当すると判断したときは、その申立て等に係る書面について、裁判所等において電子化する必要が生ずる。なお、【乙案】を採った場合において訴訟代理人がいない本人から書面による申立てがされたときも同様に電子化する必要が生ずる。

裁判所で電子化を実施するに当たっては、書面を提出した者が正確に電子化されたかどうかを確認した上で一部電子化がされていない場合には改めて電子化を求めることができるとの規律を設けることが考えられる。

また、書面を提出した者に上記の確認の機会を確保するため、裁判所は、電子化した後一定期間が経過するまでの間書面を保管すること（保管期間経過後は廃棄すること）などの検討も必要となる。

第2 送達

1 システム送達

現行法上認められている送達方法に加えて、事件管理システムを利用した送達方法（システム送達）を新たに設けることとし、その具体的な規律を次のとおりとしては、どうか（なお、送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則については、後記2で検討する。）。

(1) 通知アドレスの届出

当事者、法定代理人又は訴訟代理人（以下「当事者等」という。）は、事件管理システムの利用の登録をする場合には、裁判所からの通知を受けるべき一又は二以上の電子メール等のアドレス（通知アドレス）を受訴裁判所に届け出なければならない。

(2) システム送達

ア 法第99条及び第101条の規定にかかわらず、当事者等のいずれかが事件管理システムの利用の登録をしている場合には、送達は、裁判所書記官が事件管理システムの利用の登録をしている当事者等を送達を受ける

べき者として送達すべき電子書類を事件管理システムに記録し、その通知アドレスに宛ててその旨を通知してする。

イ ニ以上ある当事者等が事件管理システムの利用の登録をしている場合には、当事者等は、このうち一又は二以上の者を送達を受けるべき者として届け出ることができる。この場合には、アの規定による送達は、アの規定にかかわらず、その届出に係る者に対してする。

(3) システム送達の効力発生時期

(2)による送達は、送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧した時（送達を受けるべき者が二以上あるときは、最初に送達すべき電子書類を閲覧した者に係る閲覧の時）にその効力を生ずる。

(注) システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策について、どのように考えるか。

(説明)

1 通知アドレスの届出

現行法上、当事者等は、送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出る義務を負っており（法第104条第1項）、この届出があった場合には、送達は、届出に係る場所においてするものとされている（同条第2項）。システム送達は、送達を受けるべき者が事件管理システムの利用の登録をして通知アドレスを届け出た場合に、送達すべき電子書類を事件管理システムに記録し、当該通知アドレスに宛ててその旨を通知してするものであるが、この通知アドレスの届出は、現行法における送達場所の届出に準ずるものとして理解される。

なお、本文は、事件管理システムの利用の登録をした場合であっても、当事者等は、法第104条第1項の規定する義務を負うことを前提としている。この場合には、通知アドレスに加えて、送達場所の届出を義務付ける意義は乏しいとも思われるが、送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則の例外を設け、これに該当する場合には、書面による送達をすることとした場合には、これに備えて、送達場所の届出をも併せて義務付ける意義はあるものと考えられる。そのため、当事者等は、事件管理システムの利用の登録をした場合であっても、別途、送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出なければならないとすることが相当であると考えられる。

また、第2回会議では、送達すべき電子書類が事件管理システムにアップロードされた旨の通知の見逃しを防止する観点からは、複数の通知アドレスの届出を認めることが便宜である旨の意見が出された。そこで、本文では、複数の通知アドレスを届け出ることができることを明確にする趣旨から、「一又は二以上の」通知アドレスを届け出

ることとしている。

2 システム送達の要件

部会資料3においては、IT機器の利用に習熟していない者や、インターネットに接続する環境にない者の裁判を受ける権利に配慮する見地から、送達を受けるべき者が事件管理システムの利用の登録をしていることをシステム送達の要件とすることを提案したが、第2回会議においては、この点についての異論はなかった。そこで、本文では、システム送達の要件について、部会資料3における提案内容を維持することとしている。

他方で、送達を受けるべき者が事件管理システムの利用の登録をしている場合であっても、書面による送達をする例外的な場合があるかどうかについては、災害等により送達を受けるべき者が事件管理システムにアクセスできなかった場合など、送達を受けるべき者に対しシステム送達の効力を及ぼすことを否定すべき場合は想定し得るといった意見があった反面、このような場合については、後記の送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則の例外に関する議論の中で検討すべきであるとの意見も複数出された。

送達を受けるべき者の居住する地域に大規模な停電やシステム障害が生じている場合等その者が事件管理システムにアクセスすることが困難であると思われるときであっても、その者が他の地域に移動したり、当初の想定よりも早くシステム障害が復旧したりするなどして、結果的に、その者が事件管理システムにアクセスし、送達すべき電子書類を閲覧することはあり得る。そのため、一律にシステム送達自体を行わないこととするのではなく、実際に閲覧することができなかったときにおけるシステム送達の効力の問題として取り扱うこととする方がより合理的であるようにも思われる。また、送達を受けるべき者の居住する都道府県等に大規模な停電等が発生している場合であっても、その全域において、全ての世帯に停電等が生じているわけではないことも想定されることを踏まえると、裁判所書記官において、送達を受けるべき者が実際に事件管理システムにアクセスすることが困難な状況にあるかどうかについての判断をすることは困難である場合もあるとも思われる。

以上を踏まえ、本文では、送達を受けるべき者が事件管理システムの利用の登録をしている場合には、システム送達により送達をすることとし、その例外を設けない（送達を受けるべき者がやむを得ない事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった場合の方策については、後記の送達すべき電子書類を閲覧しなかった場合に関する特則の中で検討する。）こととしているが、この点について、どのように考えるか。

3 システム送達の方法等

部会資料3では、システム送達の方法として、事件管理システムに送達すべき電子書類をアップロードし、送達を受けるべき者の通知アドレスにその旨を通知する方法を提案したが、第2回会議においては、このような方法により送達を行うことについて、反対する意見はなかった。そこで、本文では、システム送達の方法について、部会資料3における提案内容を維持することとしている。

なお、現行法上の送達は、送達すべき書類を現実に郵送することにより行われていることから、送達すべき書類を閲読することができるのは、第一次的には当該書類を現実に受領したものに限られるはずであり、その意味で、送達を受けるべき者が複数存在することは想定されていない。これに対し、システム送達においては、事件管理システムの利用の登録をしている者が複数いる場合には、事件管理システム上閲覧権限がある限り、そのいずれもがアップロードされた送達すべき電子書類を閲覧することが可能であるはずであり、また、そのようにすることが、送達すべき電子書類の内容を確実に了知させるという観点からも望ましいものと思われる。そこで、本文では、事件管理システムの利用の登録をしている者が複数いる場合には、その全員がシステム送達における送達を受けるべき者となることを原則としている。

以上のように、送達を受けるべき者が複数いる場合を想定した場合には、システム送達の効力発生時期を考える上で、そのいずれの閲覧が基準となるのかを整理する必要がある。そして、この点については、いずれの者も送達を受けるべき者としての地位にある以上、少なくともその一部の者が閲覧をすれば有効に送達されたものと取り扱われ、送達の効力の発生時期としても、最初に閲覧した者に係る閲覧の時に送達の効力が発生すると考えるのが相当であるように思われる。もっとも、このように解すると、当事者及び訴訟代理人のいずれもが事件管理システムの利用の登録をしている場合において、訴訟代理人が意図しないところで当事者が送達すべき電子書類を閲覧するなどしたときに、訴訟代理人の訴訟活動に支障を生ずるおそれもあると思われる。

そこで、本文では、原則として事件管理システムの利用の登録をした当事者等の全員が送達を受けるべき者となることとしつつ、届出により、その一部のみを送達を受けるべき者とするのを認めるとの規律を設けることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

4 システム送達の効力発生時期

部会資料3では、送達を受けるべき者が事件管理システムにアクセスし、送達すべき電子書類を閲覧した時に送達の効力を生ずるとする規律を提案したが、この点については、特段の異論はなかった。そこで、本文では、システム送達の効力発生時期について部会資料3における提案を維持することとしている。

なお、前記のとおり、システム送達における送達を受けるべき者が複数いる場合も想定されるが、このような場合においては、このうち送達すべき電子書類を最初に閲覧した者に係る閲覧の時（送達を受けるべき者を一部の者に限る届出があった場合には、届出のあった者のうち最初に閲覧した者に係る閲覧の時）に送達の効力を生ずるとするのが相当であると考えられる。

5 システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策

第2回会議においては、システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大する観点から、訴え提起時におけるシステム送達の特則として、送達を受けるべき者が自ら届け出た通知アドレスに対してではなく、原告の提出した被告の電子メール等のアドレスに対して通知をする方法によりシステム送達を行う旨の規律を設けることの当否について議論されたが、原告やその関係者によるなりすましの危険がある等の理由から、慎重な意見が多く出されたところである。

部会資料3においても検討しているとおおり、訴え提起時におけるシステム送達の特則を設け、原告の提出する被告のメールアドレス等に通知を発出する方法によりシステム送達をした場合には、原告又はその関係者が被告になりすまして不正に債務名義を得ようとする等のおそれがあることを否定することはできないものと思われる。また、第2回会議において複数の委員から示されたように、事件管理システムの利用の登録をしていない者に対して裁判所から突然通知が送付されるという場合を認めることにより、これを悪用し、詐欺的なメールを送付する者が生じ、消費者被害等につながるおそれもあるものと考えられる。そのため、部会資料3において提案した訴え提起時におけるシステム送達の特則については、相当でないものと思われる。

もっとも、被告による事件管理システムの利用の登録の在り方によっては、システム送達により訴状を送達することができる事案が限定的なものとなる可能性もあるものとも思われる。この場合には、訴状の送達という場面でのIT化のメリットは一定程度減殺されることは否定することができない。

そこで、訴状の送達の場面においても最大限にITを活用し、そのメリットを享受する観点から、システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策について、どのように考えるか。

2 送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則

送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則を設けることとし、その具体的な規律を次のとおりとすることについて、どのように考えるか。

送達を受けるべき者が送達すべき電子書類が事件管理システムに記録され

た旨の通知が発出された日から一定の期間（例えば「一週間」）経過する日までに当該電子書類を閲覧しないときは、その日が経過した時にこれを閲覧したものとみなす。ただし、送達を受けるべき者がその責めに帰することのできない事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった場合には、この限りでない。

(説明)

1 問題の所在

部会資料3における提案内容については、第2回会議において、電子メールはシステムの障害等何らかの理由により相手方に到達しないことがあり得るため、通知が確実に到達したことを確認する手立てを講ずるべきであるという意見や、通知が到達しなかった場合に送達の効力を否定する規律を設けることを検討すべきであるという意見が出された。また、前記のとおり、災害等によって大規模な停電が生じたり、送達を受けるべき者がインターネットを利用することができなくなったりする事態が生ずることも想定され、このような場合については、送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則（以下「みなし閲覧の特則」という。）の例外を設けることを検討すべきであるとの意見も出された。

送達を受けるべき者が送達すべき電子書類を閲覧しない場合に、改めて書面を郵送する方法による送達をすることとすると、送達を受けるべき者において、送達すべき電子書類の閲覧を怠ることにより、送達の時期を意図的に遅らせることができることとなり、相当でないと考えられる。他方で、送達を受けるべき者がその責めに帰すべきでない事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった場合であっても、送達の効力は発生したのものとして取り扱い、その者の救済は、訴訟行為の追完（法第97条）等既存の制度によってとすることも考えられるが、このような考え方は、後記のとおり、十分なものとはいえないように思われる。

みなし閲覧の特則を設けることとするかどうかの検討に当たっては、このような観点からの配慮が必要となる。

2 みなし閲覧の特則の例外

通知アドレスに宛てて通知が発出されてから一定の期間が経過する日までに送達すべき電子書類が閲覧されなかった場合に、送達を受けるべき者が当該電子書類を閲覧したものとみなされ、送達の効力が生ずるものとする、当該通知が何らかの事情で送達を受けるべき者に到達しなかった場合等においても、一定期間の経過により送達の効力が生ずることとなる。送達を受けるべき者に通知が到達しない場合としては、裁判所の事件管理システムに不具合が生じている場合や、裁判所又は送達を受けるべ

き者の使用するメールサーバに障害が生じている場合、裁判所の使用するメールサーバと送達を受けるべき者の使用するメールサーバをつなぐネットワークや、送達を受けるべき者の使用するメールサーバと送達を受けるべき者の端末をつなぐネットワークに不具合が生じている場合等（天災等を原因とする場合を含む。）様々な状況が想定される。このような場合には、送達を受けるべき者にとって送達の実態を認識する契機がないことから、送達すべき電子書類を閲覧する機会が減少するおそれがあることは否定し得ず、このような場合にも送達すべき電子書類を閲覧したものとみなし、送達の効力を生ずるとすると、送達を受けるべき者に過度な不利益を生ずるおそれがあると思われる。

以上のような観点から、本文では、送達を受けるべき者が、その責めに帰すことのできない事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった場合（具体的には、上記のようなサーバやネットワークの障害等により通知アドレスに宛てて発出された通知が到達しなかった場合や、送達を受けるべき者が災害等により情報機器を使用することができなかった場合等を想定している。）には、みなし閲覧の特則を適用せず、送達の効力を生じないこととしている。

もっとも、このような規律を設けた場合には、送達の効力が事後的に否定される余地を広く認めることとなり、手続の安定性を欠くこととなるとの批判を免れ得ないようにも思われる。

以上を踏まえ、通知の発出から一定期間の経過後に送達すべき電子書類を閲覧したものとみなすことを原則としつつ、一定の場合にその例外を設けることについて、どのように考えるか。

3 考えられるその他の方策

裁判所書記官が送達を受けるべき者に対してした通知がその責めに帰すことができない事由により送達を受けるべき者に到達しなかった場合において、このような場合をみなし閲覧の特則の適用から除外する方法としては、本文のような例外を設けることのほかに、みなし閲覧の特則の規律内容自体を変更し、通知の到達を前提として、通知が到達してから一定期間の経過により送達すべき電子書類を閲覧したものとみなすこととすることも考えられる。もっとも、裁判所において通知が到達したことを確実に了知し、これを裁判所書記官において公証することを可能とすることには困難が伴うものと考えられることからすれば、このような考え方をとることは現実的でないように思われる。

他方で、送達を受けるべき者の救済については、みなし閲覧の特則の例外を設けることによって図るのではなく、不変期間を遵守することができなかった場合における訴訟行為の追完等既存の制度によって図ることとすることも考えられる。具体的には、

判決を閲覧することができず、上訴期間内に上訴をすることができなかった場合や、決定がシステム送達された場合においてこれを閲覧することができず、即時抗告期間内に即時抗告をすることができなかった場合には、訴訟行為の追完を認めることにより送達を受けるべき者を救済することができると考えられる。また、訴状及び呼出状を閲覧することができず、いわゆる欠席判決がされた場合には、再審（法第338条第1項第3号）により救済を図ることもできると考えられる。もっとも、これらの制度が送達を受けるべき者の保護として十分かどうかは問題となり得るものと思われる。

また、送達すべき電子書類のうち、送達を受けるべき者において送達の実事及びその時期を予測することができるもの（具体的には、判決がこれに当たるものと思われる。）については、送達を受けるべき者は、通知の有無にかかわらず、自ら事件管理システムを確認すべきであって、これを一定の期間にわたり怠った場合に送達の効力を生ずるものとしてもやむを得ないという考え方から、このようなものに限ってみなし閲覧の特則の規律を適用することとし、その例外を基本的に設けないことも考えられる（なお、第2回会議では、送達を受けるべき者において送達される時期を予測することができないものについてシステム送達が利用される場合については、みなし閲覧の特則の適用には慎重な考慮が必要であるとの意見も出された。また、送達をすることにより、送達を受けるべき者に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、送達を受けるべき者が送達を予測することができない書類については、みなし閲覧の特則の適用を除外し、それ以外の書類に限り、みなし閲覧の特則を適用すべきであるとの意見もあった。）。

以上を踏まえ、みなし閲覧の特則の規律の具体的内容について、どのように考えるか。また、以上のほか、考えられる方策はあるか。